

国有港湾施設の管理及び使用について(国土交通大臣宛て)

指摘の背景となった公共利用の確保がされていなかったり、野積場として管理使用されていたりしている国有港湾施設の管理委託契約書における価額(収入支出外) 194億1962万円

1 国有港湾施設の概要等

国土交通省は、港湾法等に基づき、直轄事業等により港湾施設の整備事業を実施している。国土交通省が直轄事業で整備したり、公有水面埋立てにより国に帰属したりなどした港湾施設（以下「国有港湾施設」という。）は、国有財産として国有財産法、港湾法等に基づき管理されることとなっている。国有財産は、国有財産法第3条において、行政財産と普通財産に分類することとなっており、行政財産のうち公共用財産とは、国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したものとなっている。そして、国有港湾施設については、「国有港湾施設等処理要領について」（以下「処理要領」という。）等に基づき、公用財産、公共用財産又は普通財産に区分することとなっている。

公共用財産となる国有港湾施設のうち、荷さばき施設については、貨物の荷さばきなどの施設で、不特定多数の貨主の利用のために開放されており、特定の港湾運送事業者等の専用に供されない荷さばき上屋や特定の倉庫業者等の野積場等として専用に供されない荷さばき地で港湾管理者が直接管理運営するものなどとなっている。ただし、「国有港湾施設等処理要領等の取扱いについて」によれば、荷さばき施設の公共性の判定に当たっては、当該施設の使用の実態に主眼を置き、当該施設の位置、構造等及び当該施設が所在する港湾の港湾施設の状況等を勘案し、港湾機能の増進を図るよう実情に応じ弾力的に行うものとされている。また、荷さばき施設をいったん公共用財産として処理した後も、使用の実態が非公共的になった場合は、事情変更による再処理を行うよう留意することとされている。

国有港湾施設は、港湾法第54条等の規定に基づき、公共用財産として区分されたものは、国土交通省が所管し、港湾管理者へ管理委託等することとなっている。そして、港湾運送業者、倉庫業者等の事業者（以下「港湾事業者」という。）等が港湾管理者が管理する港湾施設を使用する場合、港湾管理者が定める管理条例等に基づき、港湾管理者から一時的な専用使用等の許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用することとなっている。また、「国有港湾施設の管理委託の事務取扱について」等によれば、管理委託された国有港湾施設における恒久的な建築物その他の構築物の設置に関しては、港湾管理者は事前に国土交通省に協議し、その指導を受けて遺漏のないように努めなければならないこととされている。

2 本院の検査結果

8地方整備局等管内の35港湾に所在する国有港湾施設93施設、記載価額計194億1962万余円において、次のような事態が見受けられた（なお、(1)から(3)までの事態については重複する施設がある。）。

(1) 管理委託された国有港湾施設が港湾管理者から使用許可を受けずに港湾事業者等に専用使用されていて公共利用の確保がされていない事態

ア 港湾管理者から使用許可を受けずに無断で専用使用されている事態

港湾事業者等が港湾施設を使用する場合、前記のとおり、港湾管理者から使用許可を受けて使用することとなっている。しかし、管理委託された国有港湾施設のうち3港湾における6施設（記載価額計6億6372万余円）は、港湾事業者等によりその一部が無断で専用使用されていた。

イ 港湾管理者から使用許可を受けた範囲を超えて専用使用されている事態

港湾管理者は、港湾事業者等に対して港湾施設の使用許可をするに当たり、使用する面積等を定めており、使用許可を受けた面積等の範囲内で当該施設を使用することとなっている。しかし、管

理委託された国有港湾施設のうち6港湾における20施設（記載価額計54億1198万余円）は、港湾管理者から当該施設又は別の施設の使用許可を受けた港湾事業者等により使用許可を受けた範囲を超えて、当該施設の一部が専用使用されていた。

- (2) 管理委託された国有港湾施設において、特定の港湾事業者等が恒久的な建築物その他の構築物を設置し、継続して長期間にわたり専用使用していて、公共利用の確保がされていない事態

管理委託された国有港湾施設のうち24港湾における46施設（記載価額計54億9548万余円）では、港湾管理者から使用許可を受けた港湾事業者等が恒久的な建築物その他の構築物を設置し、継続して長期間にわたり専用使用していた。なお、前記のとおり恒久的な建築物その他の構築物の設置に関しては、港湾管理者は、事前に国土交通省に協議し、その指導を受けて遺漏のないように努めなければならないこととなっているが、これらについては協議を行っていなかった。

- (3) 管理委託された国有港湾施設が公共用財産とされていない野積場として管理又は使用されている事態

処理要領によれば、港湾施設のうち、野積場等の保管施設については、国有港湾施設のうち公共用財産とするものに含まれていない。このため、公共用財産である国有港湾施設の用途を野積場等の保管施設に変更する場合、区分を公共用財産から普通財産に変更等する必要がある。しかし、管理委託された国有港湾施設のうち11港湾における24施設（記載価額計83億2395万余円）は、管理委託契約書における用途が野積場とされていたり、管理委託契約書における用途が荷さばき地等であるのに、実際は港湾管理者が野積場として管理又は使用許可していたりしていた。

表 (1)から(3)までの各事態に係る港湾数、施設数及び港湾名

検査の結果		港湾数	施設数	港湾名
(1)	ア	3	6	釧路港、増毛港、荻田港
	イ	6	20	小樽港、釧路港、紋別港、神戸港、荻田港、大牟田港
(2)		24	46	室蘭港、函館港、釧路港、留萌港、奥尻港、浦河港、焼尻港、天売港、白老港、鹿島港、木更津港、東京港、横浜港、川崎港、横須賀港、伏木富山港、清水港、下関港、岩国港、宇部港、北九州港、荻田港、平良港、中城湾港
(3)		11	24	伏木富山港、衣浦港、尼崎西宮芦屋港、岩国港、宇部港、荻田港、大牟田港、鹿児島港、大根占港、那覇港、本部港

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見

国土交通省において、公共用財産である国有港湾施設の公共利用の確保等が適切に行われるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに意見を表示する。

ア 港湾管理者に対して、使用許可を受けずに専用使用されている施設については是正のために必要な処置を執るよう指示するとともに、公共用財産である国有港湾施設を適切に管理するよう周知すること（会計検査院法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの）

イ 地方整備局等及び港湾管理者に対して、処理要領等について周知徹底することなどにより、公共用財産である国有港湾施設の管理及び使用が適切に行われるように検討すること（同法第36条による意見を表示するもの）